

# 退職者医療制度

## 対象となる人

次の条件のすべてにあてはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者が対象となります（新規適用は平成26年度で終了しています）。



## お医者さんにかかるとき

「国民健康保険退職被保険者証」をご提示ください。自己負担割合は次のとおりです。



## 退職者医療制度

会社や役所を退職して、年金（厚生年金など）を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けます。

## 対象となる人

左ページの条件のすべてにあてはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者が対象となります。

### 退職被扶養者とは

退職被保険者と生活をともにし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等以内の親族、または配偶者の父母と子
- ② 国保の加入者で、65歳未満の人
- ③ 年間の収入が130万円（60歳以上の人や障害者は180万円）未満の人

## 対象となる日

年金の受給権の発生した日が、退職被保険者となる日です。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

## お医者さんにかかるとき

病院などの窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を提示して受診します。自己負担割合は左頁を参照してください。



※退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。拠出金で負担される医療費分により国保の負担が軽減されることになり、ひいては、みなさんの負担軽減が図られることになります。